
アメリカ合衆国における ヘイトクライム法とその問題点

Hate Crimes and Related Problems in the United States

新 恵里*

ATARASHI Eri

キーワード：ヘイトクライム，アメリカ合衆国，差別，公民権，マイノリティ運動

KEY WORDS: hate crime, the United States, discrimination, civil rights, minority movement

This paper interrogates hate crimes in the United States as a concept and then moves on to consider the problems of the Hate Crime Laws in dealing with this type of crime. Hate crimes are broadly defined as crimes motivated by hate or prejudice against the victim's particular race, religion, gender, sexual orientation or disability. Many states have enacted hate crime legislation to mete out special punishment for those guilty of this offense.

The anti-hate crime movement has emerged within the last two decades as hate crimes have come to be recognized as a special type of crimes rooted in prejudice or discrimination. The origins of this movement can be traced back to the civil rights movement of the 1960s, the women's movement, the gay and lesbian movement, and the crime victims' movement of the 1970s.

Hate crime laws have been the source of much controversy. One criticism often leveled against hate crime legislation is that it is unconstitutional because it infringes on the freedom of speech and thought guaranteed by the first amendment of the U.S. Constitution.

Some attorneys point out the difficulty of applying the laws. The prosecutor must prove not only that the defendant holds a particular prejudice but also that the prejudice itself was the motive for the crime. Thus, a tendency emerges whereby prosecutors spend more time inquiring into the motivation behind the conduct and less time focusing on the actual crime that was committed.

Efforts should be made to prevent crimes based on prejudice or discrimination that minority groups continue to face. However, we need to reconsider what kind of policy is needed to realize this goal.

*大阪市立大学大学院生活科学研究科博士課程 Doctoral Student, Osaka City University

はじめに

ヘイトクライム (hate crime) とは、人種、宗教、民族、性的指向、性別、障害者等、特定のカテゴリーに属する人々に対する憎悪または偏見に基づく犯罪のことを指す。現在、アメリカ合衆国では、このヘイトクライムを犯した加害者に対しては、犯罪の等級を上げたり、裁判官が刑期を特別に延長できるなどの厳罰を科すヘイトクライム法 (hate crime laws) が、連邦および州で施行されている。

このような人種や民族などへの憎悪を動機とした犯罪を新たな種類の犯罪と認識し、何らかの対策を講じようという動きは、アメリカ合衆国のみならず、世界各国で見られる。たとえば、イギリスのロンドン近郊では、アフリカ系カリブ人に対するヘイトクライムが指摘され、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク諸国は、ヘイトクライムを規制する法律を施行している。ドイツでは、ユダヤ人に対するホロコーストへの反省と、近年急増したといわれるネオ・ナチへの対策として、「人種間の憎悪を挑発したり、ナチスの民族殺害犯罪を賛美し、あるいは史実として否定するような文書を作成し流布することにより、人間の尊厳を侵害した者」に対する厳しい罰則が設けられている。このようにみていく時、差別・偏見は「いけないこと」という理解が一応浸透しており、この理念の徹底と実践、つまり「差別を行った者」への具体的な対策や法による処遇は、世界の潮流といえる。

人種のるつぼといわれるアメリカ合衆国において、1950年代から本格化した公民権運動は、おおむね成功を遂げた。理念的な

平等と自由は保障され、人種分離のような実際の生活上のあからさまな差別は姿を消した。階層差による貧困の問題やそれに絡む種々の社会問題が、依然残存しているものの、多くのマイノリティは現在、今までの権利運動の利益を享受している。このような時代の潮流の中で、アメリカの次なる課題は、自由、平等な社会の実質的な実現であり、そのためにどのような施策を打ち出すべきかにある。

ヘイトクライムについてのアメリカでの代表的な研究には、後述のようにジェネスとブロードによる同性愛者の市民権運動や女性解放運動の歴史という視点からの研究、犯罪学者のレビンとマクデビットによる社会学的・心理学的アプローチによる研究、ジェイコブによるヘイトクライム法に関する法律的な研究などが挙げられる。日本におけるヘイトクライムに関する研究は、アメリカのヘイトクライムについてだけでなく他の地域のものについても、皆無といってもよいほどみあたらない。

本稿では、日本においていまだ研究がよくなされていないヘイトクライムについて、さまざまな人種や民族を抱えたアメリカにおける、マイノリティの権利運動と、具体的なヘイトクライムに対処するための方策について検討し、併せてその問題点を考えてみたいと思う。

なお、ヘイトクライム法の内容は、州法においては、その種類や内容はさまざまである。厳罰規定の他にも、特定の行為 (ユダヤ人地域や公共施設でのカギ十字の設置など) を禁止する条項、偏見に基づいた行為の禁止条項、加害者に対して迅速にその損害賠償を求めることが可能な民事訴訟を

保障する規定、警察でのヘイトクライムに関する研修を定めた法律などがあり、広義にはこれらの法律を総称してヘイトクライム法というが、混乱を避けるために、本稿でいうヘイトクライム法は、特に厳罰法を指すことにする。

I. ヘイトクライムの諸形態

1. ヘイトクライムの実態

アメリカは、先住民であるネイティブ・アメリカン、奴隷として移住を強いられたアフリカ系アメリカ人、併合によってアメリカ人とされた南西部メキシコ系アメリカ人などを除けば基本的に移民の国であり、彼らによってもたらされたさまざまな文化や習慣を吸収し、発展してきた。また、移民によって成り立ってきたアメリカは、概して先に来た者が優位に立ち、後から来たものは過酷な労働を経て、順次上昇していくというシステムで、時には持てる者と持たざる者の間で、血で血を洗う抗争が繰り返されてきた。このような、既存の人々と新しくやってきた移民との摩擦は、アメリカのエネルギであると同時に、社会問題の大きな原因でもある。アメリカにおける人種的対立の象徴的なものに、黒人差別が挙げられる。1960年代に成立した公民権法によって、彼らの機会均等は形式的には実現されたが、いまだ人種問題はアメリカの社会問題の代表的なものであり続けている。このような状況のもとで、近年、特にヘイトクライムの問題が生じてきた。

ヘイトクライムは、アメリカ連邦公法である、ヘイトクライム統計法 (Hate Crime Statistics Act) によると、「人種、宗教、性的指向、民族への偏見が、動機として明

白な犯罪」と定義される (Public Law 101-275)。しかし、どのようなグループが特定の категорияとされるかは、連邦および各州の条文によって異なる。

特定の категорияに属している構成員への憎悪や偏見が動機であったという理由で、特別な法的効果をもたらすことを目的としているのがヘイトクライム法の性質であり、その犯罪の原因が、人種によるものか、民族によるものなのか、宗教によるものなのかという分類は、ヘイトクライム法の適用に際し重要であるが、実際にはっきりとした分類には多くの困難が伴う。たとえば、ユダヤ系アメリカ人に対する犯罪も、それは民族に対する憎悪なのか、あるいは宗教に対するものなのかは必ずしも明確にならないことが多く、加害者自身も、むしろそのような分類を意識して犯罪をおかしているわけではない。しかしながら、ヘイトクライムを規制する法の観点としては、個々の犯罪をヘイトクライムを適用すべき categoriaに明確に分類しなければならないという事情がある。本稿では、連邦・各州のヘイトクライム法による分類およびこれらの法に基づいて収集された連邦捜査局 (FBI) の categoriaの分類に従って区別したいと思う。

ヘイトクライム法が対象とする categoriaの筆頭として挙げられるのが、まず人種である。現在でも、多くのヘイトクライム事件の報告の categoriaでは人種がトップにのぼっており、各州のヘイトクライム法も必ず categoriaに加えている。実際には、黒人、アジア系、アラブ系に対するヘイトクライムが報告されている。黒人へのヘイトクライムは、1863年の奴隷制廃止憲

法修正以後増加した白人至上主義の組織によるリンチ（私刑）として容易に想像され、最も広く認識されてきたものである。また、日系、中国系、韓国系などのアジア系アメリカ人も、1980年代の日本との貿易摩擦による日本バッシングの風潮や、経済成長を遂げたアジア諸国に対する職場での競争などで、問題化されてきた。アラブ系アメリカ人が、ヘイトクライムのターゲットになっているという報告も、アメリカ・アラブ反差別委員会（American-Arab Anti-Discrimination Committee）によってなされ、特に1991年に湾岸戦争が勃発して以来、反アラブ系の気運が高まっている中で、増加していると指摘されている [American-Arab Anti-Discrimination Committee 1997]。

人種の次に考慮されてきたのが、宗教を理由とするヘイトクライムである。具体的には、ユダヤ教に対するもの、バプティスト系の黒人教会に対するもの、また、キリスト教としてはマイノリティに数えられるカトリック系の教会および学校に対するもの、ブラック・ムスリムに対するものが挙げられる。無神論主義も、一つの宗教として位置づけられ、ヘイトクライムとして報告されている例もある [New York Times 1994]。犯罪の種類としては、これらの教会に対する放火または破壊行為が典型的であり、最も多く報告されるユダヤ教への事件は、カギ十字を落書きするなどの器物損壊が多い。

特定の民族に対するヘイトクライムとしては、インド系アメリカ人に対する傷害事件や、ドイツ系企業に対する脅迫事件が報告されている [Hanley 1992: 1-26, New

York Times 1992b: B3]。1992年3月19日にペンシルベニア州ランカスターで起きた放火事件を、アーミッシュに対するヘイトクライムとして、FBIが捜査したこともある [New York Times 1992c: 1-6]。

また、対象に入れるグループとして見解が分かれるカテゴリーに、ジェンダーがある。加害者が、男性または女性であることを理由に被害者を選んだ場合、やはりヘイトクライムと位置づけられるかどうかという問題である。もし、ジェンダーを特定カテゴリーに属するグループとして認識するならば、すべての強姦、強制猥褻等の性犯罪は、女性に対するヘイトクライムであるとみることにも可能である。1989年、ニューヨーク市マンハッタン、セントラルパークで起きた強姦傷害事件では、被害者の女性が白人であったのに対し、加害者全員が黒人とヒスパニックであったということから、人種によるヘイトクライムとも位置づけられているが、それ以上に、加害者が性的な暴行を計画し、被害者は女性であるゆえに狙われたということから、女性に対する偏見によるヘイトクライムであるという見方が強い [Levin and Mcdevitt 1993: 9]。そして、次第にジェンダーを特定のカテゴリーとして含めようという傾向になった。1990年ではヘイトクライム法が存在する31州のうち、ジェンダーを含めていたのはわずか7州であったが、1997年には、39州のうち17州に上っている。しかし、すべての性犯罪をヘイトクライムと認識することに反対する意見も多く、恋人や友人から受けた強姦、いわゆるデイトレイプ、夫・同棲相手から受けた家庭内暴力 (Domestic Violence) は、女性に対するヘイトクラ

イムに入れるべきではないという意見も聞かれ、見解の分かれるところである [Levin and Mcdevitt 1993: 15]。

アメリカ社会の中で、最も論争になったカテゴリーは、性的指向である。性的指向として認識されるのは同性愛者であるが、詳細に分類すると、男性同性愛者（ゲイ）、女性同性愛者（レズビアン）、異性愛、両性愛などに分けることができる。人種・宗教・民族とは異なり、性的指向を加えた州は、人種・宗教・民族に比べてかなり少なくなる。たとえば、1992年の時点で、「人種、宗教、民族」に対するヘイトクライムを規制した州が、29州とワシントンDCであったのに対し、8州は性的指向に対するヘイトクライムを規制していなかった [Herek and Kevin 1992: 290]。これは、ゲイ・レズビアンなど同性愛者をカテゴリーに入れるべきかどうかで、各州の見解が異なるからである（この点については後述する）。

最も最近カテゴリーとして登場したのは、身体および精神障害者である。連邦は、1994年9月13日、ヘイトクライム統計法の改正を行って、従来の人種、宗教、性的指向、民族に加えて、身体および精神障害者に対するヘイトクライムの統計の収集を定めた (PL103-322, Subsec. (e)). 障害者に対する差別や偏見に基づく犯罪については、障害者保護団体は、特に1990年にアメリカ障害者法 (Americans with Disabilities Act)*¹ が制定されたのちの反動とし

て、障害者に対するヘイトクライムが増えてきたと指摘している [Wolfe 1995: 25]。

その他、信条、政治団体、年齢をカテゴリーに加えている州もあり、また特に肌の色、国籍、先祖を条文に列記している州もある。

2. ヘイトクライムの類型

このように、さまざまな対象に向けられているヘイトクライムであるが、その動機は一様ではなく、いくつかの類型に分けることができると指摘されている。アメリカの社会学者、レビンとマクデビットは、加害者の心理状態、地域や環境、加害者と被害者の関係などを考慮して、ヘイトクライムに「スリル追求型ヘイトクライム」、「反応型ヘイトクライム」、「使命型ヘイトクライム」の3つの類型をみだした [Levin and Mcdevitt 1993: 65-98]。この類型は、司法省の刊行物や FBI のヘイトクライム対策マニュアルに登場していることからみても、ヘイトクライムの類型として広く公認されているものである。

(1) スリル追求型ヘイトクライム

スリル追求型ヘイトクライムは、他人に身体的・精神的苦痛を味わわせることを楽しみ、そのスリルを味わうのが目的とされている。ヘイトクライム事件の多くを占めるといわれるユダヤ教の教会や礼拝堂、墓地にカギ十字やナチス、ヒトラーを称賛するような落書きや教典などを破壊する神聖

* 1 アメリカ障害者法 (Americans with Disabilities Act) は、1990年7月26日に、障害者の公民権の保護と、公共施設、雇用、交通、州および地方の政府サービスおよび通信の機会均等を保証するために制定された。この法律のため、企業は障害者の積極的な雇用を、映画館、ホテル、ダイケアセンター、駐車場などの公共施設は、障害者のための改造を義務づけられた (PL101-336)。

冒瀆が、この型にあたる。また、集団で一人またはカップルに攻撃を加えるいわゆるゲイ・バッシングなど、同性愛者に対する暴行や嫌がらせも、この型に多いといわれる。

スリル追求型ヘイトクライムの場合、加害者は、標的の被害者を探して「被害者狩り」に出かけ、被害者のグループのいるコミュニティにまで足を運んでいることが多く、それゆえ被害者と加害者には面識がないことが多い。加えて、このような「被害者狩り」をしているケースは少年犯罪に典型的で、少年ばかりで成る複数グループによって起こされているのが実態である。

(2)反応型ヘイトクライム

反応型ヘイトクライムは、異なる人種や異なる生活様式を持つ民族が、自分の生活する「なわばり」内に入ってきた時に、自己の生活を脅かされると恐れ、それを排除しようとする拒絶的反応によって引き起こされる。元白人の居住地域で、白人ばかりが居住している地域に黒人の一家族が引っ越してきた時に、放火や爆破をほのめかしたり、白人至上主義グループが使用するシンボルを送りつけて脅迫し、彼らを排除しようとするのが典型的な例である。居住地域内のみならず、職場においても、新たに入ってきたグループに職場の地位を取られ、今まで築いてきた職場の人間関係まで独占されるのではないかという恐れから起こることもある。

反応型ヘイトクライムは、あらかじめ被害者に何らかの脅迫をするという点で、テロリズムとよく似た性格を持ち、被害者が加害者の要求に応じなければ、その脅迫は次第にエスカレートしていく。また、加害

者は自分の生活を脅かされると信じているので、犯罪行動を「防衛」と正当化し、たとえ残酷な犯罪をおかしても自責の念が少ない。一方、被害者は、偶然的に選ばれたスリル追求型ヘイトクライムの被害者とは違って、加害者の要求に応じなければ繰り返し被害に遭うことを知っているのが特徴である。同じコミュニティ、同じ職場にいるということで、加害者と被害者は互いに友人、隣人、知り合いであることも多い。

(3)使命型ヘイトクライム

使命型ヘイトクライムは、ある特定のカテゴリーに属する人々を、文化、経済、人種的伝統の純血を破壊する悪魔だと認識し、その激しい憎悪から、彼らを世界から排除することが自分に与えられた使命であると信じて引き起こされる。1989年12月6日、カナダのモントリオール大学エンジニアスクールで、1人の男が、フェミニストに対する憎悪から女性ばかりを14人射殺した事件や、1991年1月17日、カリフォルニア州ストックトンで、東南アジア系の人々が自分の故郷に増えていることに対して激しい憎悪を抱き、小学校で銃を乱射して5人の東南アジア系の児童を殺害した事件などが、使命型ヘイトクライムの代表的なケースとされている。また、ネオ・ナチやスキンヘッドといわれるヘイト・グループや、KKK(クー・クラックス・クラン)などの白人至上主義グループによるマイノリティへの襲撃も、この型にあたる。

使命型のヘイトクライムを犯す加害者は、犯行を任務と信じ、神から選ばれた自分がやらなければならないという強迫にとらわれていることが多く、偏執症や妄想的な思考、幻覚

症状など、精神に異常があることも多い。

II. ヘイトクライムの歴史

違った人種、宗教、民族に対する偏見や憎悪から起こされる類の犯罪は、人類が誕生してから、古代にさかのぼって存在していたであろうが、1970年代以前には、これらの犯罪は、他の一般の犯罪と何ら変わりなく扱われていた。しかしながら、ここ20年の間に、ある特定個人の特性に対する偏見や差別に基づく犯罪が、他の犯罪とは違った新しいタイプの犯罪として認識され、その深刻性について論じられ、この種の犯罪の重罰化が、連邦や多くの州で施行されている。偏見や差別に基づく犯罪は、どのように認識されてきたのであろうか。また、それらを規制するヘイトクライム法はどのような経過を経て社会的に認められ、成立したのであろうか。

1. 「ヘイトクライム」犯罪の認識

アメリカの歴史において、差別に基づいて行われてきた犯罪としてまず挙げられるのは、奴隷解放後増加した、白人の黒人に対するリンチであろう。リンチは、主にKKKのような白人至上主義者の秘密結社によってなされてきたのであるが、公然と差別が合法化されていた時代においては、黒人に対するリンチのような言動が公正に裁かれなかったことを考えても、それが犯罪であるという認識さえなかった。しかし、リンチはまぎれもなく差別を動機とした犯罪であり、文字どおりのヘイトクライムというべき犯罪である。

1964年の公民権法の制定は、アメリカにおける差別撤廃に大きく貢献することにな

った。その後20年近くを経て登場したヘイトクライム法という法規制は、さまざまな公的活動を、法の条文上で、理論的形式的に保障した規定である公民権法と異なり、その達成のために、妨げともなる差別や偏見に基づいた犯罪に対して、何らかの積極的な政策が必要であるとする発想で提案されてきたものである。1986年にニューヨーク州クイーンズ地区ハワードビーチで起きた、白人少年グループによる黒人への傷害事件は、結果的に1人の黒人が死亡するに至り、人種的憎悪による犯罪を世間に認識させるきっかけとなった事件である [Hynes and Drury 1990; Pinkney 1994: 43-89]。また、1989年にニューヨーク州ブルックリン地区ベンソンハーストで、イタリア系アメリカ人を含む白人グループが、黒人少年を射殺した事件は、ヘイトクライムとして全米的に注目を浴びた事件であった [Desantis 1991, Pinkney 1994: 185-222]。

ヘイトクライムを重大な社会問題ととらえてきた背景には、先述の1960年代の「公民権運動」における反差別の認識のみならず、エイズが社会問題として深刻化した1980年代に、同性愛者に対する暴力行為への規制を求めた運動も無視できない。KKKを始めとする白人至上主義者が再び力を持ち始め、1960年代から施行されたアフーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）に対する反発もあって、さらに勢いを増したという事情もある。

ジェネスとブロードは、ヘイトクライムの厳罰化の運動は、順に1960年代からの公民権運動、現在の女性運動、ゲイ・レズビアン運動、1970年代からの犯罪被害者の

運動と拡大されていき、反暴力運動と密接な関係を持って展開され、これら一連の運動が、「ヘイトクライム」を発見し、新しい「被害者」という地位が社会運動の中で発展してきたと分析している [Jenness and Broad 1997: 22-30]。

2. ヘイトクライム法立法運動

州のレベルでは、1980年代を中心に、各州が独自のヘイトクライム法を施行していたが、この頃、連邦法としてヘイトクライムに関する法律はいまだ存在していなかった。そして、このような連邦のヘイトクライム法立法運動は、ユダヤ系団体である反中傷同盟 (Anti-Defamation League; 以下 ADL とする)、黒人運動団体である全米都市同盟 (National Urban League) などのマイノリティ団体や、KKK などのヘイト・グループを監視する団体によって展開されてきた。

ここでは、連邦法としてのヘイトクライム法立法運動の経過について、述べていきたいと思う。

(1)ヘイトクライム統計法

連邦法におけるヘイトクライム法を定める運動は、1981年、ADL が法律の草案を起草してから本格化する [Anti-Defamation League 1997: 1]。立法運動には、さまざまなグループの団体が参加していたが、ADL は常にヘイトクライム法立法運動のリーダー的存在であった。このように、連邦法としてのヘイトクライム法立法運動は、1980年代から存在していたのだが、その運動が大きく前進するのは、大統領が保守派のレーガンからブッシュに変わり、1990年

の一般教書で、ブッシュ大統領が、「我々は、人種差別主義、反ユダヤ主義、偏見と憎悪を非難し、闘わなければならない。来週でなく、明日でなく、今すぐにである」と発表して以降である。レーガン大統領は、概してマイノリティに対して冷たかったといわれ、ヘイトクライムに関する立法運動に、最後まで耳を傾けることはなかった。ヘイトクライム法に対する見解は、おおむね共和党は反対、民主党は賛成という構図を取っていた。

連邦法として初めてのヘイトクライムに関する立法は、司法長官にヘイトクライムの統計を収集することを義務づける、ヘイトクライム統計法 (以下 HCSA とする) というかたちをとり、1990年議会を通過した。しかし、連邦初の立法までに、次に述べるようなさまざまな議論が繰り広げられたのである。

(2)運動団体間の抗争

——誰をカテゴリーに入れるか

ヘイトクライム統計法の立法の中で、最も中心的な議論になったのが、対象とするカテゴリーの範囲をどこまで認めるかについてである。それぞれのマイノリティ団体は、当然のことながら自らのカテゴリーを加えるよう運動を繰り広げる。

カテゴリーに加えるべきかどうかで、まず問題になったのが、性的指向である。このカテゴリーが主張され続けてきた背景には、先述のようにエイズが蔓延して以来増え続けていたゲイ・パッシングに対する対策を求める声が、全米ゲイ・レズビアン・タスクフォース (National Gay Lesbian Task Force) を中心に盛んになってきたからであるが、性的指向がカテゴリーに加

えられるかどうかについては、見解が分かれる。その理由の一つには、ヘイトクライム法で対象となるカテゴリーは、「本人の努力で変えることのできない属性や性質」と考えられているからということがある [Kelly 1991: 32]。果たしてゲイ・レズビアンが生来的な属性として位置づけられ得るものか、または後天的な「好みや趣味」としてカテゴリーに加えることができるのかどうか。そもそもアメリカでは、同意成人間*²の「異常性交渉」を禁じる法律が1800年代から存在し、たとえばテキサス州では、これらの法律に違反すると、軽罪として200ドルの罰金を科す法律が現在も残っている。これらの法律は、同性愛者の団体によって、「プライベートな行為」を法で規制することは合衆国憲法に違反すると、各地で裁判が繰り返されている。1986年、連邦最高裁判所は「*Bowers. v. Harewick*」判決 (478 U.S. 186) において、ジョージア州の同性愛者の性的行為を禁じる法律を合憲とした。この判決以後、ネバダ州とワシントン DC など、この法律を廃止した州もあるが、1998年11月の時点でミズーリ州、テキサス州など18州がこの法律を存続している [Lyman 1998: A8; Sack 1998: A16]。また、州によっては、性的指向をカテゴリーに加えたヘイトクライム法と、この「同性愛禁止条例」が共存している州もあり、同性愛者に対する法の姿勢はまちまちである。しかし、結局1990年に HCSA が可決されるまでには、近年のゲイに対する暴力事件の深刻さを考慮して、

性的指向も他のカテゴリーとともに、肩をならべることとなった [Jenness and Broad 1997: 26]。

一方、HCSA に加えられるべきカテゴリーとして最後まで争われ、排除されたのは、ジェンダーであった。これは、先述のように、強姦や家庭内暴力などの女性への暴力犯罪が、ジェンダーという集団に対するものなのか、特定個人に対するものなのかについて、見解が分かれているのに加え、強姦や家庭内暴力の統計はすでに別に収集されているので、統計法としての HCSA に、新たにこれらの犯罪を統計する必要はないとの見解があったからである。また、実際に女性に対する暴力をヘイトクライムに加えると、あまりにも多くの報告がなされることが容易に予想されることや、ジェンダーをカテゴリーに入れることで、障害者、年齢、政党などの他のカテゴリーも加えなければならなくなってくるなどの懸念も示された [Jenness and Broad 1997: 142]。

その後、これらの運動を展開していた女性解放団体は、HCSA の改正運動および新たな女性保護の立法を求めて活動し、のちの女性への暴力防止法 (Violence Against Women Act) を誕生させることになる。

(3) 合憲・違憲論争

ヘイトクライム法立法化の中で、もう一つの大きな論争になったのは、それが思想・言論の自由を保障したアメリカ合衆国憲法修正第1条*³に違反するのではない

* 2 同意能力を有する年齢 (age of consent) は、女性が男性と性交を行うことに法的に同意する年齢のことを指す (『英米法辞典』, 東京大学出版会, 1991年)。

かということである。1980年代からヘイトクライム法を施行している各州では、ヘイトクライム法の合憲性について、合憲、違憲、一部合憲と、ケースによってさまざまな判断を下してきた。

連邦最高裁判所では、白人少年が、元白人専用居住地域に引っ越してきた黒人の家に、燃えた十字架 (KKK の儀式に使用され、黒人に対する憎悪の象徴とされる) を投げ込み、ミネソタ州セントポール市の条例に違反したとして争われた「*R. A. V. v. City of St. Paul*」裁判 (1992 WL 135564 US) において、この市の条例を違憲とする判決を下した。HCSA の制定の翌年のことである。この事件は、州地方裁判所において違憲、州最高裁判所において合憲判決と、混迷を極めた末の連邦最高裁による違憲判決であった。

セントポール市の条例は、燃えた十字架やカギ十字を含む、人の怒りをかき立てるような象徴物の設置や落書きなどを禁じる、次のような内容のものであった。

人種、肌の色、信条、宗教またはジェンダーに基づいた、怒り、不安、憤りなどを掻き立てるようなシンボル、物体、名称、性格描写、落書きを、公共または私的な財産の上に設置し、治安を乱した者は、軽罪に処する。

人種憎悪の象徴であるカギ十字が、果たして、連邦憲法修正第1条で守られる表現

であるのかということ、そしてこの市条例の規制の範囲とその妥当性がこの裁判の争点であった。カギ十字は、憲法で守られるべき表現ではなく、また市の条例が規制する表現は、「挑発的なことば」(fighting word) に限定しているので連邦憲法には反しないという州最高裁判所の判決を覆した連邦最高裁判所は、たとえ表現したものが差別の象徴であったとしても、それは表現の自由の観点から守られなければならない、「人の怒りを掻き立てる象徴物の設置」の禁止を定めた市条例は、あまりにも規制の範囲が広すぎて漠然としているというのが違憲判決の理由であった。この判決によって、すでにヘイトクライム法を定めている40以上の州は混乱し、州の裁判所においても、この判決を理由にその州のヘイトクライム法を違憲とする判決も出された。また、HCSA 後、さらに連邦の厳罰法を通過させようと運動を展開していた運動団体にもダメージを与えるものであった。

その翌年の1993年、黒人による白人に対する傷害事件で、州のヘイトクライム法により、通常の傷害罪の2倍の刑期を求刑され、ウィスコンシン州のヘイトクライム法は違憲であるとして争われた「*Wisconsin v. Mitchell*」裁判 (1993 124 L Ed 2d 436) では、最終的に合憲判決がおりた。1992年6月23日の州最高裁判所判決は、先の「*R. A. V. v. City of St. Paul*」の判決を引用し、攻撃的思想 (offensive thought) に厳罰を用意するのが連邦憲法に違反する、

* 3 アメリカ合衆国連邦憲法修正第1条〔信教、言論、出版および集会の自由〕
連邦議会は、国教を定め、または自由な宗教活動を禁止する法律；言論または出版の自由を制限する法律；ならびに人民が平穩に集会をする権利、および苦痛の救済を求めて政府に対し請願をする権利を侵害する法律を、制定してはならない (『BASIC英米法辞典』、東京大学出版会、1993年)。

被害者が被告人と同じ人種であれば、厳罰に処されることはなかったであろうと、州の厳罰化規定は違憲であるとしたが、連邦最高裁判所は満場一致の合憲判決を行った。セントポール市のように、特定の表現を規制した条文ではなく、犯罪行為を厳罰に処す条文だったので、修正第1条には違反しないというのが理由であった。「ヘイトクライムは、通常の犯罪被害者より、より精神的損害が大きいので、厳罰を適用することができるであろう」と結論づけた。

(4)ヘイトクライム厳罰法の誕生

連邦法として初めてのヘイトクライムに関する法律は、統計法というかたちをとったが、立法運動を展開してきたマイノリティ団体にとって、ヘイトクライム運動の最終目標は、具体的な規制法の立法、つまり厳罰法を制定することであった。HCSAの立法運動でもリーダー的存在であった、チャールズ・シューマー (Charles Schumer) 下院議員 (民主党—ニューヨーク州) は、HCSAによる5年間の統計収集期間が終わらない1992年に、早くもヘイトクライム厳罰法 (Hate Crimes Sentencing Enhancement Act; 以下 HCSEA とする) の草案を国会に提出した。州法の厳罰法は、州によってさまざまな形態をとるが、この法案は、連邦法違反のすべての刑法犯に、ヘイトクライムであることが裁判において判明した場合、犯罪の等級を3級繰り上げるという規定である。1992年の第102回議会では、この法案は、下院議会を通過したものの、上院議会によって保留された。シュー

マー議員は、翌年再び同じ内容を、「暴力犯罪取締りおよび法執行法 (Violence Crime Control and Law Enforcement Act of 1994)」の一部として提案した。この厳罰法の制定の理由として、ジェロルド・ナドラー (Jerrold Nadler) 下院議員 (民主党—ニューヨーク州) は、次のような演説を行った (H. R. 1152, 103d Cong. 1st sess., Sept. 21, 1993*4)。

ヘイトクライムは、単に個人に身体的損害を与えるだけではなく、同じ人種、宗教、性的指向などのグループに属する人々へ、将来的にそのような犯罪に遭うという脅威のメッセージを与え、道を歩いたり、そこに居住するといったような、アメリカ市民に必要な権利を侵害するものであります。

賛成派が、ヘイトクライム厳罰法による厳罰の根拠としたのは、ヘイトクライムは他の犯罪と異なり、被害者と同類のカテゴリーに属する人々の住む地域全体に損害が及ぶ犯罪であるとの考えと、各マイノリティ団体の収集している統計によって、アメリカにおけるヘイトクライムはすでに増加傾向にあり、もはや放置しておくべきでないとの意見であった。一方、厳罰法反対派は、基本的に共和党員であるが、民主党員でも法理論として反対を唱える議員もいた。黒人で、長年刑事弁護を務めてきたメルビン・ワット下院議員 (民主党—ノース・カロライナ州) は、ヘイトクライム法を推進

* 4 引用部分は、H.R. 1152, 103d Cong. 1st sess., Sept. 21, 1993の審議でなされたものであるが、「暴力犯罪取締りおよび法執行法」の一部として審議されたときの法案は、H. R. 3355である。

する民主党に属しながら、反対の理由を次のように述べた (H. R. 1152, 103d Cong. 1st sess., Sept. 21, 1993*⁵)。

わが国の司法システムは、犯罪というものを客観的にとらえ、感情を入れないようにしてきました。この法案 (HCSEA) は、有罪か無罪かを決定する司法システムに、感情を入れるように要求していません。人種、肌の色、宗教や性的指向に関することは感情に包まれていて、特にわが国では、主観的な感情が入ります。この、良い意図でつくられたけれども、誤った法案に、私と一緒に反対することをお願いします。私は合憲性については触れません。ただ、悪いアイデアだと思うのです。

しかしながら、結局この法律は、この年通過し (PL103-322)、各州で施行されていた厳罰法を裏付けるものとなったのである。

III. ヘイトクライム法が生み出した問題点

このように、連邦法としてのヘイトクライム法は、紆余曲折を経て、種々の問題を乗り越えながら制定された。差別に基づく犯罪という、現在のアメリカ社会においては到底許容されない類の犯罪に対して、一策が講じられたわけである。が、これらの法律の立法後、司法現場や地域で、実際どのような変化が起き、また問題が生じてきたのであろうか。

1. 司法システムでの問題点

州レベルでのヘイトクライム厳罰法成立後問題となったのは、警察での捜査段階、検察での起訴段階における、同法の運用のあり方についてである。これは厳罰法を持つ州法ですでに指摘されていたことであったが、連邦の厳罰法施行ののち、明るみにでてきた。

警察などの法執行機関は、ヘイトクライムと通常の犯罪を必然的に区別しなければならない。ヘイトクライムの認定の基準としては、犯罪当事者の人種や民族、犯行時の状況、事件現場地域の人種構成や民族、宗教性などが挙げられ、一応のマニュアルがつけられてはいる。が、実際にはヘイトクライムの認定は、個々の捜査官の判定に委ねられ、かなり主観的な要素を含むことは否めない。現在、結果として、犯行時に加害者が人種差別的な蔑称で被害者を呼ぶなど「あるグループに対する差別的用語を使用した」かどうか大きな決め手として挙げられ、どの用語が差別的用語であるのかといったデータの収集に収束しているという実態がある。

また、裁判の段階においては、通常の刑事裁判と異なって、ヘイトクライム厳罰法を適用するためには、加害者が偏見を持っていることを証明するだけでなく、その偏見が犯罪の動機となったことをも証明しないといけない [Jacob 1998: 106]。したがって、どのような犯罪が起こされたかよりも、なぜ加害者が犯行に及んだかという犯罪行為の動機追及に偏向しがちになる。

* 5 引用部分に関しては* 4と同じ。

そして、それは加害者がいかに差別主義者であり、その事件が差別と憎悪、偏見によって引き起こされたかということの強調につながっていく。警察では、加害者がどのような出版物を購読し、どのような組織に属し、どのようなジョークを言って、どのようなステレオタイプを抱いているのかというような、徹底した捜査が行われる。逆に弁護する側は、被告人がいかに人種差別主義者でないかを証明するために、さまざまなカテゴリーに属する被告人の友人や、時には恋人を証人台に立たせる。時として、加害者の犯罪行為は、偏見や差別に基づいて行われたという事実認定が難しいので、自然と対立する集団を陥れようとする行動を誘発する原因にもなる。実際、被告人と対立する集団にいた場合、犯行の瞬間を見ていなかったにもかかわらず、被告人の犯行を現認したと偽証していたケースもある [Sexton 1994]。そういった場合、ヘイトクライムに関する裁判は、互いに有利な証拠をどれだけ集め、アピールできるかの、一種のゲームのような様相を呈する。このようなヘイトクライム法による厳罰は、特に対立関係にあるグループ間の中でヘイトクライム事件が勃発した場合、一方が厳しく罰せられるということで、不公平感をもたらす。被害者側のグループは、加害者が特別厳罰に処せられたということで一定の報復的満足が得られるかもしれないが、加

害者側のグループに不満が残る。それは、たとえば「殴ってけがをさせたから」罰せられたという是々非々で裁くのではなく、それ以上に「黒人を（あるいは白人を）」殴ったからという価値判断が加わるためである。

このような現場での混乱は、現在も未解決のままであり、司法機関での実際のヘイトクライム法適用の難しさを物語っている。

2. 法の下での平等への抵触

法理論上、ヘイトクライム法で問題となるのは、合憲性ばかりではない。ヘイトクライム法は、加害者を通常の犯罪以上に罰することによって、特定のカテゴリーに属する被害者を保護しようとするものである。したがって、合衆国憲法修正第14条^{*6}の法の下での平等に反するという批判が出てくるのは必定であるし、現に立法過程においても、問題視されたことであった。共和党が、ヘイトクライム法制定に反対の姿勢をとり続けた理由は、犯罪被害者は、みな同等であるべきで、特定の犯罪被害者を特別に扱うべきでないとの見解からであった [New York Times 1992a: 7]。

この批判は、専門家や議員の間のみではなく、一般大衆のレベルでも挙げられている。たとえば、『ワシントン・ポスト』紙では、先述の「*Wisconsin v. Mitchell*」の合憲判決について、社説で次のように批判し

* 6 アメリカ合衆国連邦憲法修正第14条〔合衆国の市民権、デュー・プロセス、法の前での平等、南北戦争で南部に加担した者に対する措置：その他〕

第1節 合衆国内で誕生または合衆国に帰化し、合衆国の権限に服する者は、合衆国の市民であり、かつその居住する州の市民である。州は、合衆国の市民の特権または免除を制約する法律を制定または実施してはならない；州は、なんびとからも、法の適正な過程によらずに、その生命、自由または財産を奪ってはならない；また州は、その権限内にある者から法の平等な保護を奪ってはならない（『BASIC 英米法辞典』、東京大学出版会、1993年）。

ている [Washington Post, December 16, 1992]。

このようなことは意味があるのか？ もし加害者が14歳の黒人の少年を殴ったのであれば残酷ではないのか？ 法の観点の中で、なぜある被害者が他の被害者より大切なのか？ 当然、自分の母親を殺すことは、人種、宗教、肌の色、身体および精神障害、性的指向、国籍や先祖(ウィスコンシン州の条文で対象にしているカテゴリー—筆者注)を理由に全くの他人を殺すことと同じくらい非難されるべきことである。

3. カテゴリーの範囲

立法過程においては、先述のようにカテゴリーに関する議論が常になされてきたのであるが、ヘイトクライム法施行後は、どのようなようになったのであろうか。

ヘイトクライム法の制定そのものが、各マイノリティ団体の主張と運動となっていたという経過からみても、この問題は終結していない。法の改正によって、新たなグループをカテゴリーに入れようという運動が起こるからである。連邦法では1994年にHCSAが改正されて、身体および精神障害者が加えられた。先述のように、連邦および多くの州が対象カテゴリーにしている人種、宗教、民族、ジェンダー、性的指向、障害者に加えて、肌の色、信条、政治団体、年齢、国籍、先祖など、カテゴリーはすでに10種類以上にのぼっている。加えて、アメリカでは現在、HIV感染者およびエイズ患者をカテゴリーに加えるべきであるとの運動が起こっており、また肥満の人に対

する差別を指摘して、規制を主張する声もある。

このように、ヘイトクライムが対象とするカテゴリーは、ヘイトクライムの社会的認識とともに拡大していく傾向にある。ニューヨークの経済紙、『ウォールストリートジャーナル』は、このままカテゴリーが拡大していくと、ヘイトクライムの被害者となり得ない人々は、全米人口の15パーセントにも満たなくなってしまうだろうと指摘している [Wolfe 1995: 25]。

特に、現在ヘイトクライム法で保護されていないカテゴリーに属するグループは、今後、そのカテゴリーの追加を要求していくことになるであろう。しかし、ヘイトクライム法で保護されるべきグループの増加は、同時にヘイトクライム法による保護の価値の低下を意味する。つまり、マイノリティ・グループが求めた「特別の保護」は、その対象が増えることによって、特別でなくなってしまうのである。ヘイトクライム法の浸透とともに、対象カテゴリーの増加による法の実効性の低下が、今後ヘイトクライム法の現実的問題になることは必至である。

4. ヘイトクライム法が生み出す新たな対立

ヘイトクライム法運用の困難さは、現場での適用の問題や、法の効果ばかりではない。この法の登場によって、地域社会にも少なからず影響を及ぼすことになったのである。

アメリカのように、さまざまな人種や民族から成る社会の中では、異なる集団が混在、または隣接する場合、その信条や生活スタイルの違いなどを理由とする、どちら

か一方の責に帰することができない対立が存在する。たとえば、いまだ低所得者層から這いあがれず、さまざまな問題を抱える黒人と、同じ低所得者層で黒人と労働市場を争う東南アジア系、ヒスパニックなどの移民との衝突がある。あるいは同性愛も一つの性的指向として認められるべきだというゲイ・レズビアン運動と、それを宗教上の理由から断じて認められないとするカトリック信者の対立なども存在する。むしろ、どちらの主張が正当かという答えを出すことはできない。このような対立や緊張状態を保ちながら微妙なバランスを保って形成されてきた地域内や地域間の中で、紛争や犯罪に発展した場合、動機や状況などからヘイトクライムと認定されれば、やはり厳罰で処分されることになり得る。しかし、加害者を厳罰に処すことができるというヘイトクライム法の存在は、時としてその対立をさらに悪化させてゆくことになる。

1991年夏に起きたクラウンハイツでの暴動は、ヘイトクライム法によって、グループ間の対立を深めることになってしまった典型的な例である。この暴動は、ハシディック*7と黒人が対立しながらも混住している、ニューヨーク市ブルックリン地区のクラウンハイツで起きた。ハシディックの運転する車が、誤って黒人の子どもをひいたことに端を発し、激怒した黒人たちの扇動の中で、ハシディックが一人惨殺されるまでに至った。ハシディックを惨殺した容疑者は、ヘイトクライムとして起訴されたが、これら一連の暴動がおさまった後も、

黒人とハシディックの双方から、暴行や傷害を受けたとか、器物を損壊されたとの訴えや、ヘイトクライムであるから厳罰にしてほしいと主張する声が続いた。当時、初の黒人ニューヨーク市長で、ニューヨーク州のヘイトクライム法立法に尽力したデイビッド・ディンキンズ (David Dinkins) は、クラウンハイツ地区の収拾のため、ハシディックの教会、黒人の地域センターへと足を運び、この対立関係を改善しようとしたが、対立が悪化した両グループの対立を収拾できず、人種政策の批判を浴びることになる [Gourevitch 1992: A31; FINDER 1992: A1]。

このように、対立によって生じた一つの事件をきっかけとして、それがヘイトクライムと認定された時、その後同種の事件が起こるたびに、対立するグループは、ヘイトクライムを理由とする厳罰を望むことになる。特に、特定のグループの対立が二極化している地域では、そのヘイトクライム事件の被害者と加害者は容易にすり替わる。

際限のないこのような新たな対立は、犯罪者が何をしたのかという事実の認定によってでなく、なぜしたのかという動機の追及に重きを置いた結果生じたものである。ヘイトクライム撲滅という理念に基づいての立法によって、これらの新たな紛争を呼び起こす要因となったことは、皮肉な結果といわざるを得ない。

* 7 ハシディックは、1750年ころポーランドのユダヤ教徒に起こった神秘主義的信仰復興運動、ハシディズム (Hasidism) をとる信者 (『リーダーズ英和大事典』より)。

IV. ヘイトクライム法施行後の状況

—加害者としてのマイノリティ

ヘイトクライム法は、いうまでもなく差別や偏見という悪意によって行われるマイノリティに対する犯罪から、マイノリティを保護する意図で、つくられたものである。ところが、ヘイトクライムの認識によって、次第に明らかになり、最近指摘されてきたことの一つに、実際のヘイトクライムの加害者に、マイノリティが多いということがある。すなわち、ヘイトクライムの被害者であり、ヘイトクライム法によって保護されるべきだと考えられてきたマイノリティ自身が、ヘイトクライムを犯し、厳罰に処されているということである。特に黒人にヘイトクライムの加害者が多いという指摘は、最近になって増えてきている。たとえば、KKK監視団体で、ヘイトクライムの統計を毎年集計している南部貧困者法律センター (Southern Poverty Law Center) は、1993年の統計で、ヘイトクライム全体の46パーセントは、黒人による、白人・アジア系・ヒスパニックへのヘイトクライムであることを発表した。殺人に焦点を絞ると、この年のヘイトクライムの殺人は24件で、そのうち10件は黒人が加害者であった。1989年ではゼロ、1990年では1人だったにもかかわらず、1991年は16件中6件、1992年は18件中11件と、最近になって増加していることを指摘している [Applehome 1993: A12]。先にみたように、ヘイトク

ライムの加害者を人種別にみると、白人が約60パーセント、黒人が約30パーセントとなっており、黒人の全人口比が約12パーセントであることを考慮すると [合衆国商務省センサス局 1999: 18]、黒人がヘイトクライムを犯す確率は確かに高いといえる。黒人の中には、奴隷制度によって長年抑圧されてきたので、自分たちのやっていることは許されるのだと、正当化する者もいる。1996年に報じられたサウスカロライナ州の強姦殺人事件は、奴隷制度「400年の抑圧」に対して復讐しようと、白人の少女をターゲットにしたものであった [National Review 1996: 18]。先述の連邦最高裁判所の「Wisconsin v. Mitchell」事件で、通りがかりの白人少年に重傷を負わせた黒人少年グループが犯行を犯したきっかけは、映画「ミシシッピー・バーニング」*⁸を観た後の白人への怒りと腹いせであった [Jacob 1998: 125]。

アメリカにおいては、被害者であれ、加害者であれ、黒人が犯罪の当事者になる確率が非常に高いことは昔から指摘されてきた事実である。にもかかわらず、ヘイトクライム法制定過程において、このような事態は議論されてこなかった。KKKのような白人至上主義組織による犯罪の横暴がアメリカの歴史に深く刻まれ、黒人が理念的にヘイトクライムの保護対象と見なされたことがその理由の一つである。実際には黒人の犯罪率が高いという実状が伏せられたまま、ユダヤ系団体や同性愛者団体などの

* 8 「ミシシッピー・バーニング」は1988年に制作された米映画。監督はアラン・パーカー。1960年代の南部ミシシッピー州を舞台に、3人の公民権運動家失踪事件を捜索するFBI捜査官の活躍を通じて、深刻な人種差別の実態を描く。アカデミー撮影賞受賞、主演のG・ハックマンはベルリン映画祭主演男優賞を受賞。

強力な運動によって、ヘイトクライム法が成立してしまったのである。

もっとも、このような懸念は、HCSEAを審議する第103回議会でも挙げられていた。HCSEAに反対してきた先述のメルビン・ワット下院議員（民主党－ノース・カロライナ州）は、ノース・カロライナ州では、ヘイトクライム事件の5分の3が黒人によるもので、州のヘイトクライム法が厳罰のために使用されていることを例示して、ヘイトクライム法はマイノリティ保護にはならないことを指摘している（H. R. 1152, 103d Cong. 1st sess., Sept. 21, 1993）。

現在、このようにヘイトクライム法が実際にマイノリティ救済のためになっているかに疑問を呈した少数派の心配は、現実のものとなった。ヘイトクライム法が、マイノリティ保護という理念で制定されたものであれば、その効果はなかったというどころか、多くの部分で逆の結果となってしまっているのである。

おわりに

以上、アメリカ社会における差別に基づく犯罪への対策について、ヘイトクライム法による規制とその問題点について具体的に述べてきた。

アメリカにおけるヘイトクライム法の立法政策は、偏見や差別、そしてこれらに基づく犯罪にどのように対処するのかを示す一つの指標であると同時に、マイノリティの権利運動の様相と立法機関の姿勢をも明確に表わしている。すなわち、彼らが要求する権利の獲得のために、さまざまなマイノリティ団体の組織が選挙運動やロビイングを通じて政治的活動に参加し、各々の

グループの思惑と利益計算の中で法が生み出されていく。一方、自由、平等な社会という理念を古くから掲げ、その実現のために多くのところで法にその根拠を求め、またその成果を法で裏付けてきたアメリカ社会には、これらマイノリティの権利運動を議会の中で展開していくことを容易に受け入れる土壌がある。その意味では、ヘイトクライム法は、それぞれのマイノリティ団体の権利運動を有利に導くための手段としてつくられた一つの産物である。

しかし、ここ20年来のアメリカのヘイトクライム対策をみる限り、さまざまな問題点が浮かび上がってくるのがわかる。ヘイトクライム法の適用にあたって、真の動機を追及できるのかといった問題や、カテゴリーの増加によるマイノリティ保護という政策効果が低下する問題、そしてマイノリティを助けるという名目で、他のカテゴリーに属するマイノリティを重罰にしているというパラドックスに陥っていることも見逃すことはできない。法の下で、特定のグループを特別に扱うことによる法の下での平等の理念が崩れるという問題も未解決である。個々の利益集団としてのマイノリティ団体の意図とは別にして、ヘイトクライム法が、真に、マイノリティに対する憎悪や差別を動機とする犯罪の解消に寄与できるかどうかについては十分検討しなければならない。現在のアメリカは、迫害者または被迫害者という二極構造のマジョリティ・マイノリティ社会とはいえなくなっている。「マイノリティ」であるということさえもが、時として要求実現の「資源」ともなることのあるアメリカ社会の現実の中で、ともすればヘイトクライム法の

立法時またはその後の状況にみられるように、立法機関や司法現場が混迷し、諸制度や価値観がゆらぐことになる。今アメリカは、自由平等社会の形成という理念を、どのように実現するかを改めて迫られているといえよう。

参考文献

- American-Arab Anti-Discrimination Committee
1997 *1996-97 Report on Hate Crimes & Discrimination Against Arab Americans*. Washington, DC: ADC Research Institute.
- Anti-Defamation League
1997 *Hate Crimes Laws*. New York: Anti-Defamation League of B'nai B'rith.
- Applehome, Peter
1993 Rise is Found in Hate Crimes Committed by Blacks, *New York Times* (December 13).
- 新 恵里
1998 「アメリカ合衆国における Hate Crime の研究——その実態と教育の可能性——」大阪教育大学大学院教育学研究科修士課程（学校教育専攻）修士論文。
- Desantis, John
1991 *For The Color of His Skin*. New York: Pharos Books.
- Finder, Alan
1992 Dinkins Confronts Jewish Critics in Crown Heights, *New York Times* (December 16).
- 合衆国商務省センサス局
1999 『現代アメリカデータ総覧 1998』鳥居泰彦監訳，東洋書林。
- Gourevitch, Philip
1992 Dinkins Fuels the Fires, *New York Times* (December 16).
- Hynes, Charles J. and Bob Drury
1990 *Incident at Howard Beach*. New York: G. P. Putnam's Sons.
- Hanley, Robert
1992 Three Indicted in Beating of Indian Doctor, *New York Times* (September 12).
- Herek, Gregory and Kevin Berrill
1992 *Hate Crimes; Confronting Violence against Lesbians and Gay Men*. California: Sage.
- Jenness, Valerie and Kendal Broad
1997 *Hate Crimes: New Social Movements and the Politics of Violence*. New York: Aldine De Gruyter.
- Jacobs, James B. and Kimberly Potter
1998 *Hate Crimes: Criminal Law & Identity Politics*. New York: Oxford University Press, Inc.
- Kelly, Robert J.
1991 *Bias Crime: American Law Enforcement and Legal Responses*. Chicago: Office of International Criminal Justice, The University of Illinois at Chicago.
- Levin, Jack and Jack Mcdevitt
1993 *Hate Crimes: The Rising Tide of Bigotry and Bloodshed*. New York: Plenum.
- Lyman, Rick
1998 Trial is Testing Louisiana's Sodomy Law, *New York Times* (October 31).
- National Review*
1996 Hidden Hate Crime, *National Review* 48 (6).
- New York Times*
1992a Q. & A.: Ralph J. Marino; Where Republicans Stand on Hate-Crime Legislation (January 26).

- 1992b Households Get Anti-German Hate Mail (August 18).
 - 1992c Rash of Arson Darkens the Image of a Quiet Amish Community (March 21).
 - 1994 Atheist Banner is Stolen (January 1).
- Pinkney, Alphonso
- 1994 *Lest We Forget : White Hate Crimes*. Chicago: Third World Press.
- Sack, Kevin
- 1998 Georgia's High Court Voids Sodomy Law, *New York Times* (November 24).
- Sexton, Joe
- 1994 Man Says He Lied at Trial in Crown Heights, *New York Times* (August 19).
- Wolfe, Kathi
- 1995 Bashing The Disabled, *Progressive* (November).